

令和5年度

長野市(一般会計・特別会計・企業会計)予算

目 次

令和5年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

令和5年度長野市一般会計予算	1-1 ~ 10頁
同 国民健康保険特別会計予算	2-1 ~ 6頁
同 駐車場事業特別会計予算	3-1 ~ 3頁
同 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	4-1 ~ 4頁
同 介護保険特別会計予算	5-1 ~ 5頁
同 授産施設特別会計予算	6-1 ~ 3頁
同 鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算	7-1 ~ 4頁
同 後期高齢者医療特別会計予算	8-1 ~ 3頁
同 病院事業債管理特別会計予算	9-1 ~ 4頁
同 公共料金等集合支払特別会計予算	10-1 ~ 3頁
同 産業団地事業会計予算	11-1 ~ 2頁
同 水道事業会計予算	12-1 ~ 4頁
同 下水道事業会計予算	13-1 ~ 3頁
同 戸隠観光施設事業会計予算	14-1 ~ 2頁

令和5年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

（単位：千円）

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一般会計	161,100,000	162,270,000	△ 1,170,000
国民健康保険特別会計	33,989,800	33,892,400	97,400
駐車場事業特別会計	529,300	123,500	405,800
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	44,500	35,300	9,200
介護保険特別会計	36,178,000	35,537,800	640,200
授産施設特別会計	68,100	72,400	△ 4,300
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	70,200	58,100	12,100
後期高齢者医療特別会計	5,796,500	5,501,200	295,300
病院事業債管理特別会計	1,916,700	3,169,500	△ 1,252,800
公共料金等集合支払特別会計	(2,184,000)	(1,796,000)	(388,000)
計（特別会計）	78,593,100	78,390,200	202,900
産業団地事業会計	66,900	341,200	△ 274,300
水道事業会計	12,935,700	12,816,800	118,900
下水道事業会計	24,972,800	24,695,000	277,800
戸隠観光施設事業会計	241,500	265,300	△ 23,800
計（企業会計）	38,216,900	38,118,300	98,600
合 計	277,910,000	278,778,500	△ 868,500

（注）公共料金等集合支払特別会計については、重複計上となるため合計に含まない。

長野市一般会計予算

議案第1号

令和5年度長野市一般会計予算

令和5年度長野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員の報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		59,490,000
	1 市民税	26,902,000
	2 固定資産税	23,112,000
	3 軽自動車税	1,333,000
	4 市たばこ税	2,158,000
	5 入湯税	41,000
	6 事業所税	2,081,000
	7 都市計画税	3,863,000
2 地方譲与税		1,412,000
	1 地方揮発油譲与税	356,000
	2 自動車重量譲与税	932,000
	3 森林環境譲与税	124,000
3 利子割交付金		19,000
	1 利子割交付金	19,000
4 配当割交付金		204,000
	1 配当割交付金	204,000
5 株式等譲渡所得割交付金		156,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	156,000
6 地方消費税交付金		9,711,000
	1 地方消費税交付金	9,711,000
7 ゴルフ場利用税交付金		50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000
8 自動車税環境性能割交付金		92,000
	1 自動車税環境性能割交付金	92,000
9 地方特例交付金・法人事業 税交付金		1,522,000
	1 地方特例交付金・法人事業 税交付金	1,484,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	38,000
10 地方交付税		21,605,000
	1 地方交付税	21,605,000

(単位：千円)

款	項	金 額
11 交通安全対策特別交付金		68,000
	1 交通安全対策特別交付金	68,000
12 分担金及び負担金		794,856
	1 負担金	794,856
13 使用料及び手数料		2,612,389
	1 使用料	1,787,208
	2 手数料	825,181
14 国庫支出金		24,069,179
	1 国庫負担金	19,190,372
	2 国庫補助金	4,740,152
	3 国庫委託金	138,655
15 県支出金		10,589,182
	1 県負担金	6,726,274
	2 県補助金	3,143,141
	3 県委託金	719,767
16 財産収入		880,509
	1 財産運用収入	407,174
	2 財産売払収入	473,335
17 寄附金		1,601,500
	1 寄附金	1,601,500
18 繰入金		3,353,182
	1 基金繰入金	3,350,318
	2 特別会計繰入金	2,864
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		9,314,803
	1 延滞金、加算金及び過料	22,795
	2 預金利子	368
	3 貸付金元利収入	7,243,724
	4 受託事業収入	75,979
	5 雑入	1,971,937
21 市債		13,455,400
	1 市債	13,455,400
歳 入	合 計	161,100,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		717,403
	1 議会費	717,403
2 総務費		15,305,721
	1 総務管理費	12,090,542
	2 徴税費	1,633,389
	3 戸籍住民基本台帳費	1,128,822
	4 選挙費	297,550
	5 統計調査費	52,931
	6 監査委員費	102,487
3 民生費		60,126,738
	1 社会福祉費	12,801,117
	2 児童福祉費	26,356,116
	3 老人福祉費	14,372,674
	4 生活保護費	6,596,831
4 衛生環境費		13,254,063
	1 保健衛生費	6,455,546
	2 環境総務費	305,411
	3 環境清掃費	6,028,906
	4 水道費	464,200
5 労働費		576,381
	1 労働諸費	576,381
6 農林業費		2,335,551
	1 農業費	2,011,439
	2 林業費	324,112
7 商工観光費		10,597,694
	1 商工費	8,494,689
	2 観光費	2,103,005
8 土木費		17,758,518
	1 土木管理費	771,341
	2 道路橋りょう費	5,680,520
	3 河川水路費	1,615,515
	4 都市計画費	7,290,600
	5 土地区画整理費	396,369

(単位：千円)

款	項	金額		
	6 住宅費	2,004,173		
9 消防費		5,284,343		
	1 消防費	5,284,343		
10 教育費		17,242,291		
	1 教育総務費	2,152,506		
	2 小学校費	3,190,623		
	3 中学校費	1,487,164		
	4 高等学校費	539,217		
	5 社会教育費	4,077,181		
	6 保健体育費	5,795,600		
11 災害復旧費		669,666		
	1 児童福祉施設災害復旧費	12,566		
	2 農林施設災害復旧費	70,000		
	3 公共土木施設災害復旧費	587,100		
12 公債費		17,031,631		
	1 公債費	17,031,631		
13 予備費		200,000		
	1 予備費	200,000		
歳	出	合	計	161,100,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 長野市人事給与・庶務事務システム構築業務委託事業費	令和6年度	7,824
2 避難所・拠点倉庫配置図作成業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
3 公共用地及び公用地取得並びに保有のための資金として金融機関が長野市土地開発公社へ行う融資に対する債務保証	償還完了まで	融資額70億円及びこれに対する利息相当額
4 森林環境税システム改修業務委託事業費	令和6年度	31,900
5 個人市県民税納税通知書作成業務委託事業費	令和6年度	40,566
6 軽自動車税納税通知書作成等業務委託事業費	令和6年度	8,729
7 固定資産税納税通知書作成業務委託事業費	令和6年度	20,701
8 芋井総合市民センター建設用地造成事業費(支所分)	令和6年度	16,803
9 芋井総合市民センター建設用地造成事業費(公民館分)	令和6年度	39,200
10 証明書交付窓口等業務委託事業費	令和6年度から 令和8年度まで	256,500
11 私立保育所施設整備事業補助金	令和6年度	198,106
12 工場用地等取得事業助成金	令和6年度から 令和7年度まで	53,935
13 事業用地取得事業助成金	令和6年度から 令和7年度まで	96,579

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
14 新事業創出支援資金利子補給金	令和6年度から 令和12年度まで	236
15 (仮称) 新技術等共同研究開発事業補助金	令和6年度	4,000
16 市道大豆島261号線改良事業費	令和6年度	93,179
17 (仮称) 勤労者活躍支援センターB整備事業費	令和6年度	98,952
18 ビッグハット長寿命化改修工事設計業務委託事業費	令和6年度	108,730
19 県社会福祉総合センター跡地駐車場整備事業費	令和6年度	31,000
20 指定管理による長野市大岡交流施設大岡温泉管理運営事業費	令和6年度	5,400
21 高度ICT技術者雇用促進事業補助金	令和6年度	1,000
22 バイオマス研究開発事業補助金	令和6年度	2,000
23 南長野運動公園フットボール場整備事業用地再取得事業費	令和6年度	755,000
24 南長野運動公園体育館・プール棟長寿命化改修工事設計業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	69,826
25 長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事設計業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	116,349
26 市道大豆島松岡線歩道設置用地取得事業費	令和6年度から 令和12年度まで	146,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
27 長沼雨水調整池整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	260,000
28 市営住宅返目団地24-2号棟全面改善工事監理 外業務委託事業費	令和6年度	18,089
29 市営住宅返目団地24-2号棟全面改善事業費	令和6年度	652,669
30 川中島幹線道路築造事業費	令和6年度	48,000
31 加茂小学校校舎長寿命化改修事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,131,827
32 三輪小学校西校舎長寿命化改修事業費	令和6年度	779,750
33 若槻小学校校舎長寿命化改修事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,403,253
34 浅川小学校校舎長寿命化改修事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,627,900
35 清泉女学院短期大学校舎建設事業補助金	令和6年度から 令和7年度まで	6,666
36 第二学校給食センター調理業務等委託事業費	令和6年度から 令和10年度まで	943,800
37 南部図書館移動図書館車両整備事業費	令和6年度	23,441
38 旧作新学校本館保存整備事業費	令和6年度	37,400
39 旧横田家住宅防災施設整備事業費	令和6年度	150,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 総務管理施設整備事業費	611,500	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
2 総務管理事業費	18,700	同 上	同 上	同 上
3 障害者福祉施設整備事業費	69,800	同 上	同 上	同 上
4 児童福祉施設整備事業費	24,000	同 上	同 上	同 上
5 児童福祉事業費	5,000	同 上	同 上	同 上
6 老人福祉施設整備事業費	457,800	同 上	同 上	同 上
7 清掃施設整備事業費	391,600	同 上	同 上	同 上
8 勤労者福祉施設整備事業費	180,200	同 上	同 上	同 上
9 農林施設整備事業費	310,200	同 上	同 上	同 上
10 農業事業費	900	同 上	同 上	同 上
11 林業整備事業費	19,400	同 上	同 上	同 上
12 商工事業費	53,900	同 上	同 上	同 上
13 観光施設整備事業費	304,100	同 上	同 上	同 上
14 土木管理事業費	2,900	同 上	同 上	同 上
15 道路橋りょう整備事業費	2,167,800	同 上	同 上	同 上
16 道路橋りょう事業費	41,500	同 上	同 上	同 上
17 河川水路整備事業費	1,108,700	同 上	同 上	同 上
18 都市計画整備事業費	498,700	同 上	同 上	同 上
19 住宅整備事業費	209,100	同 上	同 上	同 上
20 消防施設整備事業費	367,500	同 上	同 上	同 上
21 教育総務施設整備事業費	66,800	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
22 教育総務事業費	42,600	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
23 小学校施設整備事業費	689,500	同 上	同 上	同 上
24 中学校施設整備事業費	322,400	同 上	同 上	同 上
25 社会教育施設整備事業費	1,102,300	同 上	同 上	同 上
26 保健体育施設整備事業費	1,277,100	同 上	同 上	同 上
27 庁舎災害復旧事業費	9,100	同 上	同 上	同 上
28 社会福祉施設災害復旧事業費	100	同 上	同 上	同 上
29 公共土木施設災害復旧事業費	133,900	同 上	同 上	同 上
30 過疎地域持続的発展事業費	16,300	同 上	同 上	同 上
31 水道事業出資金	152,000	同 上	同 上	同 上
32 臨時財政対策債	2,800,000	同 上	同 上	同 上

長野市特別会計予算

議案第2号

令和5年度長野市国民健康保険特別会計予算

令和5年度長野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,483,000千円と定める。

2 直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ506,800千円と定める。

3 事業勘定及び直診勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 国民健康保険事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算 (事業勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,733,886
	1 国民健康保険料	5,733,886
2 使用料及び手数料		3,476
	1 手数料	3,476
3 国庫支出金		164
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	163
4 県支出金		24,504,861
	1 県負担金	24,504,860
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,752
	1 財産運用収入	1,752
6 繰入金		2,640,980
	1 他会計繰入金	2,440,980
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		557,420
	1 繰越金	557,420
8 諸収入		40,460
	1 延滞金、加算金及び過料	10,053
	2 貸付金元利収入	400
	3 雑入	30,007
9 財政安定化基金借入金		1
	1 財政安定化基金借入金	1
歳 入	合 計	33,483,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		437,000
	1 総務管理費	336,839
	2 徴収費	98,402
	3 運営協議会費	761
	4 趣旨普及費	998
2 保険給付費		24,237,701
	1 療養諸費	20,820,216
	2 高額療養費	3,239,765
	3 高額介護合算療養費	3,100
	4 移送費	120
	5 出産育児諸費	75,000
	6 葬祭諸費	20,500
	7 結核精神諸費	76,500
	8 傷病手当金	2,500
3 国民健康保険事業費納付金		8,321,221
	1 医療給付費	5,420,400
	2 後期高齢者支援金	2,200,821
	3 介護納付金	700,000
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		385,120
	1 特定健康診査等事業費	266,869
	2 保健事業費	118,251
6 積立金		1,752
	1 積立金	1,752
7 諸支出金		95,205
	1 償還金及び還付加算金	41,205
	2 直診勘定繰出金	54,000
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	33,483,000

第1表 歳入歳出予算 (直診勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		312,068
	1 外来収入	279,101
	2 その他診療収入	32,967
2 使用料及び手数料		1,914
	1 手数料	1,897
	2 使用料	17
3 県支出金		1,644
	1 県補助金	1,644
4 財産収入		1,396
	1 財産運用収入	1,396
5 繰入金		183,128
	1 他会計繰入金	129,128
	2 事業勘定繰入金	54,000
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		1,450
	1 雑入	1,450
8 市債		4,200
	1 市債	4,200
歳 入	合 計	506,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		292,568
	1 施設管理費	292,568
2 医業費		205,830
	1 医業費	205,830
3 公債費		8,302
	1 公債費	8,302
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		506,800

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
診療所整備事業費	4,200	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第3号

令和5年度長野市駐車場事業特別会計予算

令和5年度長野市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		106,190
	1 使用料	106,190
2 繰入金		393,000
	1 他会計繰入金	393,000
3 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
4 諸収入		110
	1 雑入	110
歳 入	合 計	529,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		528,300
	1 駐車場管理費	528,300
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		529,300

議案第4号

令和5年度長野市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度長野市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,479
	1 他会計繰入金	4,479
2 繰越金		27,876
	1 繰越金	27,876
3 諸収入		12,145
	1 貸付金元利収入	11,533
	2 雑入	612
歳入合計		44,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		38,419
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	38,419
2 諸支出金		6,081
	1 償還金	3,217
	2 繰出金	2,864
歳 出 合 計		44,500

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度決定分母子父子寡婦福祉資金修学資金の翌年度以降貸付金	令和6年度から令和8年度まで	34,067

議案第5号

令和5年度長野市介護保険特別会計予算

令和5年度長野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,175,000千円と定める。

2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算 (保険事業勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		7,516,131
	1 介護保険料	7,516,131
2 使用料及び手数料		3,608
	1 手数料	3,608
3 国庫支出金		8,678,819
	1 国庫負担金	6,137,586
	2 国庫補助金	2,541,233
4 支払基金交付金		9,369,637
	1 支払基金交付金	9,369,637
5 県支出金		5,034,196
	1 県負担金	4,750,210
	2 県補助金	283,986
6 財産収入		5,366
	1 財産運用収入	5,366
7 繰入金		5,525,802
	1 一般会計繰入金	5,514,289
	2 基金繰入金	11,513
8 繰越金		4,352
	1 繰越金	4,352
9 諸収入		37,089
	1 延滞金、加算金及び過料	102
	2 貸付金元利収入	1,000
	3 雑入	35,987
歳 入	合 計	36,175,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		909,825
	1 総務管理費	521,258
	2 徴収費	46,751
	3 介護認定審査会費	341,072
	4 趣旨普及費	744
2 保険給付費		33,501,416
	1 介護サービス等諸費	31,308,766
	2 介護予防サービス等諸費	552,572
	3 その他諸費	29,008
	4 高額介護サービス等費	781,871
	5 高額医療合算介護サービス等費	94,697
	6 特定入所者介護サービス等費	734,502
3 地域支援事業費		1,746,391
	1 包括的支援事業・任意事業費	586,101
	2 介護予防生活支援サービス事業費	1,126,684
	3 一般介護予防事業費	29,557
	4 その他諸費	4,049
4 基金積立金		5,366
	1 基金積立金	5,366
5 諸支出金		12,002
	1 償還金及び還付加算金	12,002
歳 出	合 計	36,175,000

第1表 歳入歳出予算 (介護サービス事業勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		2,999
	1 介護予防給付費収入	2,999
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		3,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		569
	1 施設管理費	569
2 サービス事業費		2,431
	1 居宅介護支援事業費	2,431
歳 出 合 計		3,000

議案第6号

令和5年度長野市授産施設特別会計予算

令和5年度長野市の授産施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		7,700
	1 受託作業収入	7,700
2 分担金及び負担金		42,454
	1 負担金	42,454
3 使用料及び手数料		88
	1 使用料	88
4 繰入金		16,988
	1 他会計繰入金	16,988
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		770
	1 雑入	770
歳 入	合 計	68,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 授産施設事業費		68,100
	1 授産施設事業費	68,100
歳 出	合 計	68,100

議案第7号

令和5年度長野市鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算

令和5年度長野市の鬼無里大岡観光施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		70,147
	1 他会計繰入金	70,147
2 繰越金		53
	1 繰越金	53
歳入合計		70,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		69,199
	1 施設事業費	69,199
2 公債費		601
	1 公債費	601
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		70,200

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理による長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯管理運営事業費	令和6年度から 令和9年度まで	123,000

議案第8号

令和5年度長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度長野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,796,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,625,611
	1 後期高齢者医療保険料	4,625,611
2 使用料及び手数料		1,110
	1 手数料	1,110
3 繰入金		1,163,161
	1 一般会計繰入金	1,163,161
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		6,608
	1 延滞金、加算金及び過料	458
	2 償還金及び還付加算金	6,120
	3 雑入	30
歳 入	合 計	5,796,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		52,448
	1 総務管理費	45,150
	2 徴収費	7,298
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,737,832
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,737,832
3 諸支出金		6,120
	1 償還金及び還付加算金	6,120
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		5,796,500

議案第9号

令和5年度長野市病院事業債管理特別会計予算

令和5年度長野市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,916,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		1,001,600
	1 貸付金元利収入	1,001,600
2 市債		915,100
	1 市債	915,100
歳 入	合 計	1,916,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		1,001,600
	1 公債費	1,001,600
2 貸付金		915,100
	1 貸付金	915,100
歳 出	合 計	1,916,700

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
長野市民病院貸付事業費	915,100	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第10号

令和5年度長野市公共料金等集合支払特別会計予算

令和5年度長野市の公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,184,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		2,184,000
	1 繰替金収入	2,184,000
歳入	合計	2,184,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 集合支払費		2,184,000
	1 集合支払費	2,184,000
歳 出	合 計	2,184,000

長野市企業会計予算

議案第11号

令和5年度長野市産業団地事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度長野市産業団地事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用地造成面積 3,299㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業団地事業収益	31,800千円
第1項 営業収益	30,576千円
第2項 営業外収益	1,224千円
支 出	
第1款 産業団地事業費用	29,900千円
第1項 営業費用	29,055千円
第2項 営業外費用	845千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	37,000千円
第1項 他会計借入金	37,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	37,000千円
第1項 用地開発費	37,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、37,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,632千円

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

議案第12号

令和5年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	137,300件
(2) 年間総給水量	33,154,000m ³
(3) 一日平均給水量	90,585m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	215,585千円
浄水施設改良事業	538,408千円
配水施設改良事業	3,391,504千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	7,368,900千円
第1項	営業収益	6,665,339千円
第2項	営業外収益	703,560千円
第3項	特別利益	1千円
支		出
第1款	水道事業費用	6,701,500千円
第1項	営業費用	6,134,045千円
第2項	営業外費用	567,455千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,347,200千円は、過年度分損益勘定留保資金3,979,480千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額367,720千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,887,000千円
第1項 企業債	1,364,500千円
第2項 国庫補助金	40,171千円
第3項 工事負担金	154,241千円
第4項 受託建設収入	803千円
第5項 出資金	327,284千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,234,200千円
第1項 建設改良費	4,489,165千円
第2項 企業債償還金	1,745,035千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託事業費	令和6年度から 令和8年度まで	960,600千円
戸隠水源監視設備設置事業費	令和6年度	35,000千円
夏目ヶ原浄水場5号配水池耐震補強事業費	令和6年度	329,300千円
犀川浄水場9・10号井戸ケーシング更生事業費	令和6年度	214,900千円
犀川浄水場9・10号井戸取水ポンプ更新事業費	令和6年度	130,800千円
高原第一送水ポンプ場更新事業費	令和6年度	120,800千円
夏目－犀川居町連絡管更新事業費	令和6年度	206,100千円
夏目1号配水幹線更生事業費	令和6年度	189,400千円
信州新町鹿道・日名水系統合配水池新設事業費	令和6年度	125,800千円
居町減圧弁監視制御設備設置事業費	令和6年度	62,100千円
戸隠越水第一配水池計装設備改修事業費	令和6年度	13,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	1,364,500千円	普通貸借 又は債券 発行。た だし、債 券発行の 細目につ いては市 長が定め る。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率	公的資金につ いては、その 融通条件に より、民間等 資金の場合 にはその債 権者と協定 するものよ る。ただし 、財政その 他の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還もし しくは低利 に借換えす ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 991,502千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、464,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、86,608千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
水質検査器具	高速液体クロマトグラフ質量分析計	1台

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

議案第13号

令和5年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	168,700件
(2) 年間総排水量	42,627,000m ³
(3) 一日平均排水量	116,467m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管改良事業	130,700千円
公共下水道事業	2,904,383千円
流域関連公共下水道事業	1,307,620千円
流域下水道事業	249,267千円
特定環境保全公共下水道事業	508,995千円
農業集落排水事業	134,530千円
戸別浄化槽事業	26,160千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	14,266,800千円
第1項 営業収益	7,952,198千円
第2項 営業外収益	6,314,601千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	12,963,400千円
第1項 営業費用	11,390,550千円
第2項 営業外費用	1,572,850千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,424,600千円は、過年度分損益勘定留保資金

2,537,027千円、当年度分損益勘定留保資金3,385,105千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額246,812千円並びに繰越利益剰余金処分額255,656千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	5,584,800千円
第1項 企業債	2,928,100千円
第2項 国庫補助金	1,368,729千円
第3項 工事負担金	50,657千円
第4項 受益者負担金	65,515千円
第5項 他会計負担金	1,171,798千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	12,009,400千円
第1項 建設改良費	5,485,896千円
第2項 企業債償還金	6,523,004千円
第3項 国庫補助金返還金	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度融資分排水設備設置資金利子補給金	令和6年度から 令和10年度まで	1,300千円
東部浄化センター等維持管理業務委託事業費	令和6年度から 令和10年度まで	2,616,900千円
戸隠高原浄化センター等維持管理業務委託事業費	令和6年度から 令和10年度まで	546,700千円
令和5年度東部終末処理場再構築事業費	令和6年度	1,247,300千円
令和5年度東部終末処理場耐水化事業費	令和6年度	230,000千円
令和5年度東部終末処理場汚泥焼却炉棟撤去事業費	令和6年度	1,800,000千円
令和5年度豊岡浄化センター再構築事業費	令和6年度	621,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	2,928,100千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 552,204千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、4,279,400千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち255,656千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 255,656千円

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司

議案第14号

令和5年度長野市戸隠観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度長野市戸隠観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) スキー場利用者数	100,000人
(2) キャンプ場利用者数	54,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 観光施設事業収益	106,240千円
第1項 営業収益	37,779千円
第2項 営業外収益	68,461千円
支 出	
第1款 観光施設事業費用	116,940千円
第1項 営業費用	109,583千円
第2項 営業外費用	7,357千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	124,560千円
第1項 企業債	73,200千円
第2項 補助金等	51,360千円
支 出	
第1款 資本的支出	124,560千円
第1項 建設改良費	73,200千円
第2項 企業債償還金	51,360千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業費	73,200千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は 100,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 観光振興対策費（企業債償還に係る費用）として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、52,622千円である。

令和5年2月22日提出

長野市長 荻原健司